

令和5年度川崎市要支援家庭見守り体制強化事業実施業務委託 事業者募集要項

I 事業の概要

1 委託名

令和5年度川崎市要支援家庭見守り体制強化事業実施業務委託

2 業務の目的

川崎市要支援家庭見守り体制強化事業は、多様かつ複合的な課題を抱えた支援が届きにくい子ども及び家庭(以下「要支援家庭」という。)の支援について、地域活動の醸成や地域団体等の活動支援を通して地域の見守り体制を構築し、地域団体等が実施している様々な地域活動を通して、要支援家庭の状況の把握と状況に応じた見守り・支援を実施することで、地域社会全体で要支援家庭を支える体制を強化することを目的とする。

3 業務概要

- (1) 地域活動の醸成
- (2) 地域団体等への活動支援
- (3) 要支援家庭等の把握
- (4) 要支援家庭等への支援

4 履行期間

令和5年4月1日(予定)から令和6年3月31日まで

5 業務内容

別紙1「令和5年度要支援家庭見守り体制強化事業実施業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)によります。

6 参考価格(消費税及び地方消費税を含む)

9,729,000円(うち消費税及び地方消費税 884,454円)

II 募集の手続き

1 スケジュール（時間や手続き等の詳細はII 2以下を確認すること）

(1) 参加意向申出書の受付	令和5年1月23日（月）～令和5年2月6日（月）
(2) 質問受付期間	令和5年2月8日（水）～令和5年2月9日（木）
(3) 質問に対する回答	令和5年2月13日（月）
(4) 企画提案書の受付期間	令和5年2月14日（火）～令和5年2月20日（月）
(5) 選考委員会 （プレゼンテーション）	令和5年2月28日（火） ※詳細については、別途お知らせします。
(6) 結果通知	令和5年3月中旬（予定）
(7) 契約日	令和5年4月1日（予定）

2 参加意向申出書の提出

(1) 参加者の資格要件

本事業に関する募集に応募することができる事業者は次の要件を全て満たすものとし
ます。

ア 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

イ 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、「99 その他業務」に登載され
ていること。

※登載がない場合でも、参加意向申出書の提出時に「提案資格審査申請」を併せて行った
場合、応募することを可能とします。

ただし、令和5年2月28日のプロポーザル評価委員会で審査を行う時点までに本市か
ら「提案資格審査結果通知書」により提案資格を有することが認められない場合、遡って
提案資格を喪失することとします。詳細は本要項II 1 2を参照してください。

ウ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に定める社会福祉事業（第1種社会福祉
事業または第2種社会福祉事業）を実施した実績（実施中も含む）がある団体であるこ
と。

オ 法人格を有する団体であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立または民事再生
法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていないこと。

キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

ク 団体及びその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

ケ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、
暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有していないこと。

コ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2
項の規定に違反しないこと。

(2) 提出書類

本事業の受託を希望する者は、次の書類について各1部ずつを提出してください。

ア 参加意向申出書（様式1）【原本】

代表者の印は、契約書に使用する代表者印を押印してください。

イ 誓約書（様式2）【原本】

ウ 事業者の概要（任意様式）

※チラシ、パンフレット等事業者の事業内容が分かる資料で可

エ II 2（1）エを満たしていることが分かる資料（定款、事業の許可証等）

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

ア 持参の場合

II 14 に記載の担当者に事前連絡の上、持参してください。

(ア) 提出先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市子ども未来局児童家庭支援・虐待対策室(川崎市役所第3庁舎13階)

(イ) 提出期間

a 日にち

令和5年1月23日(月)～令和5年2月6日(月)(閉庁日は除く)

b 時間

9時から17時

イ 郵送の場合

簡易書留等、配達記録が残る方法により送付してください。

(ア) 郵送先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市子ども未来局児童家庭支援・虐待対策室 結束・中島宛

(イ) 提出期間

令和5年1月23日(月)～令和5年2月6日(月)(必着)

(4) 提案資格確認結果通知

参加者の資格要件に基づく審査を行い、審査終了次第「提案資格確認結果通知書」の写しを電子メールで送付し、原本は後日郵送します。

3 質問の取扱い

(1) 質問方法

質問書（様式3）により電子メールで下記担当者まで送信してください。電話・FAX等の他の媒体での質問受付はいたしません。

本市が受領を確認次第、参加意向申出書記載のメールアドレス宛に受付した旨のメールを返信いたしますので、そのことをもって質問受付が完了したとみなします。

なお、メールの件名は、「質問書の送付（令和5年度川崎市要支援家庭見守り体制強化事業実施業務委託）」としてください。

○質問書の送付先

E-mail 45zidoka@city.kawasaki.jp 担当者 結束、中島

(2) 受付期間

令和5年2月8日（水）9時～令和5年2月9日（木）17時（必着）

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年2月13日（月）17時までに提案資格確認者全員に一斉に電子メールで送信します。なお再質問は受付いたしません。

4 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書の提出

本事業の受託を希望する者は、提案資格要件の確認後、次の書類について原本1部及び写し9部を提出してください。

ア 企画提案書（様式4）

提出提案書類については別紙2「令和5年度川崎市要支援家庭見守り体制強化事業実施業務委託 評価基準・採点表」（以下「評価基準表」という。）を参照し、評価項目（1（1）から3（4）までの計13項目）の標題の順番どおりに記載し、項目ごとの説明を記載した提案書を作成してください。

イ 見積書（様式5）、積算内訳書（様式指定なし）

- ・仕様書に基づき、I 6の参考価格の範囲内で見積書を作成してください。
- ・本業務に係る経費（職員の人件費、通信費、備品費、消耗品費、旅費、役務費等）は受託者負担とします。
- ・契約金額は、見積書に記載の金額に10/100に相当する金額を加算した額となります。そのため、消費税及び地方消費税の課税事業者か免税事業者かを問わず、見積金額は事業に関わる経費として積算した金額の100/110に相当する金額（税抜金額）を記載してください。
- ・代表者の印は、契約書に使用する代表者印を押印してください。

(2) 企画提案書等の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の差し替え、変更又は追加は認めません。

イ 本市で必要があると判断した場合は、補足資料を求めることがあります。

(3) 提出方法

事前連絡の上、持参または郵送により提出してください。

ア 持参の場合

Ⅱ14に記載の担当者に事前連絡の上、持参してください。

(ア) 提出先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室(第3庁舎13階)

(イ) 提出期間

a 日にち

令和5年2月14日(火)～令和5年2月20日(月)(閉庁日は除く)

b 時間

9時から17時

イ 郵送の場合

簡易書留等、配達記録が残る方法により送付してください。

(ア) 郵送先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 結束・中島宛

(イ) 提出期間

令和5年2月14日(火)～令和5年2月20日(月)(必着)

5 選定方法

公募型プロポーザル方式による評価を行います。

本案件のプロポーザル評価委員会において、企画提案書、プレゼンテーション及び質疑を基に審査を実施し、最も優れた提案を選定します。

なお、事業者の選定基準は次のとおりとします。

(1) 全委員の総合評価点の合計点が高い事業者を選定する。

(2) (1)により受託者を選定できない場合。以下の方法で選定する。

ア 1位の総合評価点をつけた委員の数が最も多い事業者

イ アにより決定できない場合、見積金額が低い事業者

ウ イにより決定できない場合、くじ引きにより決定

ただし、上記によらず全委員の総合評価点の平均点が「60点未満」であった場合は選定をしない。

6 選定基準

別紙2「評価基準表」のとおり

7 選定結果の通知

選定後、各参加者に郵送で通知します（令和5年3月中旬予定）

8 契約の締結

選定結果通知後、選定された事業者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、当該事業の委託に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて仕様書等を作成し、見積書の提出を求めることとなります。

9 辞退

- (1) 辞退をする場合は速やかに連絡の上、書面により申し出てください。
- (2) 契約締結前に採択事業者の辞退があった場合は、第2順位以降で高順位の事業者を繰り上げで採択するものとします。

10 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となります。

- (1) 提出書類が提出期間内に提出されなかった場合
- (2) 提出書類の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 提案資格確認通知発出後に、本募集要項「Ⅱ 2（1）参加者の資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合
- (4) その他、本募集要項に定める手続き、方法等を遵守しない場合

11 選考委員会（プレゼンテーション）について

- (1) 開催予定日時

令和5年2月28日（火）

※時間等詳細については、提案者が確定した後、速やかにお知らせ致します。

- (2) 開催場所

川崎市役所第3庁舎

- (3) 持ち時間

質疑応答を含めて1事業者20分程度。

企画提案資料の説明（プレゼンテーション）を10分程度で行ってください。その後、約10分間質疑応答を行います。

なお、スクリーン及びプロジェクター機材の使用は可能ですが、パソコン等の出力機器は持参してください。

- (4) 出席者
各事業者 4 名以内

12 提案資格審査申請について

(1) 申請できる方の資格

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 各号のいずれにも該当しない者
- イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた場合は、その事実があった後 2 年間を経過している者。
- ウ 営業を開始後、1 年以上を経過し、最低 1 期分の財務諸表を提出できる者。
- エ 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。））及び地方税（市民税及び固定資産税）に未納の税がないこと。ただし、地方税については川崎市に本社若しくは事業所がある者のみを対象とする。
- オ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入している者（加入義務のある場合）

(2) 提出書類

別紙 3—1 「提案資格審査提出書類一覧」のとおり。

(3) 資格審査について

- ア 審査の結果につきましては「提案資格審査結果通知書」の写しを電子メールで送付し、原本は後日郵送します。
- イ 提出された申請書に疑義等がある場合は本市から問い合わせをする場合があります。
- ウ 令和 5 年 2 月 28 日のプロポーザル評価委員会で審査を行う時点までに、提出された申請書に関する疑義が解決しない等、提案資格を有すると認められる状況でない場合は、遡って提案資格を喪失することとします。

13 その他

- (1) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等、本プロポーザルに要する費用は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出書類は、返却しません。
- (3) 提出書類は、本事業の受託者の評価以外に参加者に無断で使用しません。
- (4) 提出書類は、法令等に基づき公開することがあります。
- (5) 企画提案に使用する言語は、原則として日本語とします。
- (6) 企画提案に使用する通貨は、原則として円とします。
- (7) 当該選定結果の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和 5 年 3 月頃）を要します。

14 提出先及び問合せ先

所管課：川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室

川崎市役所第3庁舎13階

住 所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電 話：044-200-0134

E-mail：45zidoka@city.kawasaki.jp

担当者：結束・中島